



平成 30 年 5 月 25 日

各 位

社 名： 株 式 会 社 ア ー ク  
代 表 者 名： 代 表 取 締 役 社 長 金 太 浩  
(コード番号： 7873 東 証 第 一 部 )  
問 い 合 せ 先： 執 行 役 員 管 理 本 部 長 白 石 泰 基  
TEL： 06 (6260) 1040

## 定款一部変更、取締役候補者選任及び監査役候補者選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 50 回定時株主総会に「定款一部変更の件」、「取締役 7 名選任の件」及び「監査役 1 名選任の件」を付議することに決意いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款一部変更の件

##### (1) 変更の理由

株式会社エムシーインベストメント 01 が有していた B 種優先株式 23,704,319 株について、同社が平成 30 年 2 月 2 日付で普通株式を対価とする取得請求権を行使した結果、発行済 B 種優先株式の全てにつき当社が取得することとなり、これに伴って当社は平成 30 年 3 月 1 日付でこの B 種優先株式の全てを消却いたしました。このため、上記消却に伴って B 種優先株式及び種類株主総会にかかる定款規定を廃止するべく関連する諸規定の削除等所要の変更を行うものであります。

##### (2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 30 年 6 月 28 日 (木)

#### 2. 取締役候補者選任の件

##### (1) 取締役候補者

取締役候補者は次のとおりです。

| 氏 名       | 種 別 | 現役職     |
|-----------|-----|---------|
| 下 郡 孝 義   | 重任  | 取締役会長   |
| 金 太 浩     | 重任  | 代表取締役社長 |
| 小 守 谷 敦   | 重任  | 取締役副社長  |
| 藤 田 隆 夫   | 重任  | 取締役     |
| 松 本 展 明   | 重任  | 取締役     |
| 高 井 伸 太 郎 | 重任  | 社外取締役   |
| 井 上 純 一   | 新任  | —       |

(2) 新任取締役候補者

新任取締役候補者の略歴は次のとおりです。

| 氏名<br>(生年月日)                 | 略歴   |
|------------------------------|--|
| 井上 純一<br>(昭和 40 年 4 月 23 日生) | 平成 元年 4 月 三井石油化学工業株式会社（現三井化学株式会社）入社                |
|                              | 平成 23 年 10 月 P.T. Petnesia Resindo 社長              |
|                              | 平成 27 年 4 月 三井化学株式会社経営企画部主席部員<br>同社総務・法務部秘書室社長業務秘書 |
|                              | 平成 29 年 7 月 同社モビリティ事業本部機能性コンパウンド<br>事業部副事業部長       |
|                              | 平成 30 年 4 月 同社モビリティ事業本部ソリューション事業<br>管理室長（現任）       |

3. 監査役候補者選任の件

監査役候補者は次のとおりです。

| 氏 名   | 種 別 | 現役職   |
|-------|-----|-------|
| 中田 貴夫 | 重任  | 社外監査役 |

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案                  |
|---|------------------------|
| 第2章 株式<br>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)  | 第2章 株式<br>(発行可能株式総数)   |
| 第5条 (条文略)   | 第5条 (現行通り)             |
| 2. <u>当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。</u><br>(1)普通株式 900,000,000株<br>(2)B種優先株式 50,000,000株  | 2. (削除)                |
| (単元株式数)   | (単元株式数)                |
| 第6条 当社の普通株式及びB種優先株式の単元株式数は、 <u>それぞれ100株とする。</u>   | 第6条 当社の単元株式数は、100株とする。 |
| 2. (条文略)  | 2. (現行通り)              |
| <u>(株式の分割又は併合及び株式無償割当て)</u>   |                        |
| 第6条の2 <u>当社は、株式の分割又は併合を行う場合は、普通株式及びB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</u>  | (削除)                   |
| 2. <u>当社は、株式無償割当てを行う場合は、普通株式及びB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</u>  |                        |
| 第2章の2 B種優先株式  | (削除)                   |
| <u>(B種優先株式の剰余金の配当)</u>  |                        |
| 第8条の2 <u>当社は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対し、第35条各項に定める剰余金の配当を行う場合、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、B種優先株式1株につき普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金を支払う。</u> | (削除)                   |
| 2. <u>B種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、普通株式に係るそれと同順位とする。</u>   |                        |
| <u>(剰余財産の分配)</u>  |                        |
| 第8条の3 <u>当社は、剰余財産を分配する場合、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の金銭を支払う。</u>  | (削除)                   |

| 現 行 定 款  | 変 更 案                               |
|--|-------------------------------------|
| <p>2. <u>B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u><br/> <u>(議決権)</u><br/> 第8条の4 <u>B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</u><br/> <u>(種類株主総会における決議)</u><br/> 第8条の5 <u>当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u><br/> <u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u><br/> 第8条の6 <u>B種優先株主は、第3項に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有するB種優先株式の全部又は一部を、普通株式を対価として取得することを請求することができる。</u></p> <p>2. <u>前項の取得請求があった場合、当社は、当該請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、当該請求に係るB種優先株式の数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、次条に定める取得価額で除して得られる数の普通株式を当該B種優先株主に対して交付する。本項に基づいてB種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合は、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。</u></p> <p>3. <u>B種優先株主が当社に対して、本条に基づき自己の有するB種優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる期間は、B種優先株式の払込期日の5年後の応当日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）以降とする。但し、第8条の8に基づき当社が金銭を対価とする取得条項に係るB種優先株式取得日を定めた場合、当社がB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式取得日を通知又は公告した日からB種優先株式取得日までの間、B種優先株主は本項に基づく普通株式を対価とする取得請求権を行使することができない。</u></p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案       |
|--|-------------|
| <p>4. <u>取得請求の受付場所は、第7条に定める株主名簿管理人及びその事務取扱場所とする。</u></p> <p>5. <u>取得請求の効力は、取得請求に要する書類が前項に定める取得請求の受付場所に到達したときに発生する。</u></p> <p><u>(普通株式を対価とする取得請求に係る取得価額)</u></p> <p><u>第8条の7 前条の取得請求に係る取得価額は、当初145円とし、次項以下の定めに従って調整される。</u></p> <p>2. <u>B種優先株式の発行後に次の第1号から第5号に掲げる事由が発生した場合、当該各号に定めるとおり取得価額を調整する（取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）。</u></p> <p><u>(1) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てを行う場合、次の算式により取得価額を調整する。この場合において、株式無償割当てを行うときは、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。</u></p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p><u>(2) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。</u></p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ <p><u>(3) 第4項に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分す</u></p> | <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案 |
|---|-------|
| <p>る場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降、これを適用する。この場合において、当社が保有する普通株式を処分するときは、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\left( \frac{\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}}{\text{1株当たりの時価}} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \right)}$ <p>(4) 当社に取得をさせることにより、又は当社に取得されることにより、第4項に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本号において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本号において同じ。）に、又は株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当</p> |       |

| 現 行 定 款   | 変 更 案 |
|---|-------|
| <p>初<u>の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、又は株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。</u></p> <p>(5)行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額が第4項に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本号において同じ。）に、又は株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、又は株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本号による取得価額の調整は、当会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されない。</p> <p>3. 前項各号に掲げる事由によるほか、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当会社は、B種優先株</p> |       |

| 現 行 定 款  | 変 更 案       |
|--|-------------|
| <p><u>主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額及び適用の日その他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行う。</u></p> <p><u>(1) 合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>(2) 前号のほか、普通株式の発行済株式の総数（当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>4. <u>取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所市場第一部における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</u></p> <p>5. <u>取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる場合は、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</u></p> <p>6. <u>前項までに定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとらなければならない。</u></p> <p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>第8条の8 当社は、B種優先株式の払込期日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下「B種優先株式取得日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、次項に定める金銭の交付と引換えに、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。</u></p> | <p>(削除)</p> |



| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>2. <u>前項の場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を当該B種優先株主に対して交付する。この場合において、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u></p> <p><u>（普通株式を対価とする取得条項）</u></p> <p><u>第8条の9 当社は、B種優先株式の払込期日の1年後の応当日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下「B種優先株式一斉転換日」という。）が到来することをもって、次項に定める普通株式の交付と引換えに、B種優先株式の全部を取得することができる。</u></p> <p>2. <u>前項の場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、かかるB種優先株式の数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、B種優先株式一斉転換日における第8条の7に定める取得価額で除して得られる数の普通株式をB種優先株主に対して交付する。本項に基づいてB種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</u></p> <p><u>（譲渡制限）</u></p> <p><u>第8条の10 譲渡によるB種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p><u>（種類株主総会）</u></p> <p><u>第14条の2 第11条、第12条及び第14条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>2. <u>第10条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>3. <u>第13条第1項の規定は、会社法第324条第1項の種類株主総会決議に、第13条第2項の規定は、会社法第324条第2項の種類株主総会決議にそれぞれ準用する。</u></p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p> |